高教組分会長にお渡しください
全教職員配布
2013年 11月 11日

静岡高教組FAX通信13

NO. 1316

生徒・保護者、学校現場に多大な負担

～高校無償化への所得制限導入法案の国会審議始まる～

高校授業料不徴収に所得制限910万円を導入する「高校無償化法」一部「改正」案が今国会に提出され、審議が始まっています。

下村文科大臣が示した概要は

① 公立高校授業料不徴収を廃止し、公私ともに「就学支援金」制度に一本化する。

② 経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者（高所得世帯の生徒等）については、就学支援金を支給しない。

③ 引き続き高等学校に在学する者については、従前の制度を適用する。（14年度実施であれば適用は現中学3年生から）というものです。

《教育無償化の国際的な潮流に逆らう大きな後退》

日本は2010年に、高校授業料不徴収、私立高生への「就学支援金」支給を柱とする「高校授業料無償化法」が成立。「社会全体で学びをささえる」教育無償化の大きな一歩を踏み出しました。12年9月には、国際人権規約が定めた高校・大学の段階的な無償化条項の留保も撤回しました。今回の法案は踏み出したばかりの無償化を取りやめる大きな後退です。

《910万円以上の世帯の生徒は全体の22%、差別感も》

文科省によると無償化から外す「世帯年収910万円以上」は全生徒の22%となっています。同じ教室内に授業料のある生徒とない生徒が生じます。「施しによる免除」と思ってしまうのが心配との声も上がっています。歪んだ優越感を持ってしまう生徒も出るかもしれません。まして徴収した授業料を原資として「給付型の奨学金」を制度化するとなれば、なおさら「差別感」など精神的な「負担感」は増幅します。

《教育現場に負担と混乱》

法案では所得が低くても申請しなければ無償化から排除されます。学校現場からは「非正規で多くの職場を掛け持つなど所得証明が難しい親ほど経済的に苦しい。所得証明を取りに行けない親もいる」「入学時に、あるいは年度当初に所得証明を一斉に出させることができるのか、徴収事務は相当な負担になる」などの声が上がっています

全教は、所得制限導入撤回、法案の廃案を目指し、連日のように国会要請、抗議行動を行い、教育現場には下村文科大臣宛の要請はがき、職場決議に取り組んでいます。全国教育署名も重要な取り組みとなっています。協力をお願いします。